

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第30号

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例（令和5年静岡県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第12条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第12条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書)

第3条 条例第18条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 静岡県健康福祉交流プラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) プラザの利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年静岡県規則第61号）は、廃止する。

別記様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県健康福祉交流プラザの管理に関する業務を行いたいので、静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類